

19.6.29
12-18

19.6.29

19.6.29

アーク・エンジェルズ正会員除名についての弁明通知

貴殿、鎌田まりみ氏は平成十八年十月二十六日に当団体に正会員として入会されましたが、当団体に対し民事訴訟を起こされました。

当団体定款(除名)第九条二項 この団体の名誉を著しく傷つけ、又はこの団体の目的に反する行為があったときに該当します。

よって第九条に基づき、当団体の理事会により除名処分相当となりましたが、貴殿には議決前に弁明の機会を与えられます。

弁明をされる場合は、本書到達後一週間以内に、書面にて弁明書を提出願います。

なお、弁明が書面にてなされない場合は、当団体において除名処分となります。

また、退会する場合は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができます。